

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引

《令和6年4月1日以後終了事業年度》

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書」を作成する際にご参照ください。

令和6年6月
国 税 庁

法人番号 7000012050002

**電子帳簿等保存制度を利用することで、
次のような方法で経理のデジタル化が可能です**

- 会計ソフトで作った帳簿や書類をデータのまま保存
- 領収書やレシートなどをスマホで撮影して経理処理・保存

詳しくはこちら →

国税庁 電子帳簿保存法

🔍 検索

